

別 表

第 1 標準価額表

1 鋼船（動力漁船。ただし、船外機付漁船を除く。）

		100 トン未満	100 トン以上 200 トン未満	200 トン以上 600 トン未満	600 トン以上
さけ・ます、 北洋たらはえなわ	新トン数	2,900 千円	3,900 千円	2,400 千円	千円
	旧トン数	4,400			
かつお・まぐろ、さば釣、 いか流し網、かじき等流し網	新トン数	3,000	2,900	1,700	
	旧トン数	4,350	3,400	1,900	1,140
い か 釣	新トン数	2,100	1,500	2,000	
	旧トン数	3,050	2,300	1,470	990
まき網（網船）	新トン数	4,200	5,200	5,400	
	旧トン数	5,000	4,300	4,100	3,800
"（灯船等）	新トン数	5,500			
	旧トン数	5,500			
"（運搬船）	新トン数	2,100	3,100	2,800	
	旧トン数	2,100	3,100	1,800	1,400
底びき網、捕鯨	新トン数	4,100	3,700	3,500	
	旧トン数	2,700	3,800	2,600	1,700
以西底びき網	新トン数	2,500	2,500	1,800	
	旧トン数	2,500	2,500	1,800	1,800
運搬（まき網附属運搬船を除く。）	新トン数	1,000	1,400	900	
	旧トン数	1,000	1,400	900	900
構造簡易漁船（総トン数 20 トン未満に限る。）	新トン数	700	—	—	—
	旧トン数	700	—	—	—
そ の 他	新トン数	2,600	1,300	1,200	
	旧トン数	2,600	1,300	1,200	1,200

- (注) 1. 上表において「新トン数」とは、昭和 57 年 7 月 18 日以降に建造に着手された船舶及び昭和 57 年 7 月 17 日以前に建造され又は建造に着手された船舶のうち昭和 57 年 7 月 18 日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）附則第 3 条第 1 項に定める特定修繕をいう。）を行った船舶をいい、「旧トン数」とは、それ以外の船舶をいう（以下、各表において同じ。）。
2. 上表の標準価額は、船体、主機関及び通常漁船の装備するその他の設備のすべてを含む総トン数 1 トン当たりの漁船の船令 1 年未満の価額である。
3. 昭和 49 年 7 月 1 日以降に進水した漁船の船令 1 年以上の標準価額は、上表のそれぞれの価額に第 3 時価現有率表に示す鋼船船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。
4. 昭和 49 年 6 月 30 日以前に進水した漁船の標準価額は、上表のそれぞれの価額に第 4 時価現有率調整表に示す鋼船船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。
5. 総トン数 200 トン未満の底びき網漁船、以西底びき網漁船及びまき網漁船（運搬を除く。）で、主要漁ろう設備が油圧駆動方式によるものは、上表の価額の 1 割増とすることができる。
6. 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）により消費税が課税された漁船の標準価額は、上表の価額に消費税の税率を乗じた額を加算して得た価額とする（以下、各表において同じ。）。

2 合成樹脂船（動力漁船。ただし、船外機付漁船を除く。）

		5 トン未満	5 トン以上 20 トン未満	20 トン以上
さけ・ます	新トン数	4,600 千円	5,200 千円	3,700 千円
	旧トン数	3,500	4,400	4,000
かつお・まぐろ	新トン数	4,700	6,500	2,900
	旧トン数	3,730	4,200	4,490
いか釣	新トン数	3,700	3,900	2,500
	旧トン数	2,800	2,700	2,330
底びき網（外海）	新トン数	3,300	4,500	4,600
	旧トン数	2,500	2,500	3,860
〃（内海等）	新トン数	3,900	2,700	—
	旧トン数	2,310	2,280	—
まき網	新トン数	5,000	5,600	6,400
	旧トン数	3,700	3,800	3,360
一本釣、刺網、はえなわ、ひき網	新トン数	3,700	3,400	3,000
	旧トン数	2,990	2,960	2,700
構造簡易漁船（総トン数 20 トン未満に限る。）	新トン数	1,900	1,600	—
	旧トン数	1,430	1,400	—
その他	新トン数	3,600	3,200	3,600
	旧トン数	2,500	2,500	3,980

- (注) 1. 上表の標準価額は、船体、主機関及び通常漁船の装備するその他の設備のすべてを含む総トン数 1 トン当たりの漁船の船令 1 年未満の価額である。
2. 昭和 49 年 7 月 1 日以降に進水した漁船の船令 1 年以上の標準価額は、上表のそれぞれの価額に第 3 時価現有率表に示す鋼船船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。
3. 昭和 49 年 6 月 30 日以前に進水した漁船の標準価額は、上表のそれぞれの価額に第 4 時価現有率調整表に示す鋼船船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。

3 木船及び木鉄交造船（動力漁船。ただし、船外機付漁船を除く。）

		5 トン未満	5 トン以上 20 トン未満	20 トン以上
さけ・ます、かつお・まぐろ、たら はえなわ、さば釣	新トン数	2,400 千円	2,300 千円	1,700 千円
	旧トン数	1,700	2,000	1,610
いか釣	新トン数	2,400	2,300	1,300
	旧トン数	1,700	2,000	1,240
底びき網	新トン数	2,400	2,300	1,600
	旧トン数	1,700	2,000	1,490
刺網、敷網、ひき網、まき網	新トン数	2,400	1,700	1,600
	旧トン数	1,700	1,500	1,490
運 搬	新トン数	—	700	1,300
	旧トン数	—	640	1,240
構造簡易漁船（総トン数 20 トン未満に限 る。）	新トン数	800	700	—
	旧トン数	610	640	—
そ の 他	新トン数	2,400	1,400	1,300
	旧トン数	1,700	1,250	1,240

- (注) 1. 上表の標準価額は、船体、主機関及び通常漁船の装備するその他の設備のすべてを含む総トン数 1 トン当たりの漁船の船令 1 年未満の価額である。
2. 昭和 49 年 7 月 1 日以降に進水した漁船の船令 1 年以上の標準価額は、上表のそれぞれの価額に第 3 時価現有率表に示す木船船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。
3. 昭和 49 年 6 月 30 日以前に進水した漁船の標準価額は、上表のそれぞれの価額に第 4 時価現有率調整表に示す木船船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。
4. 木鉄交造船については、上表の 2 割増とすることができる。

4 船外機付漁船（船体）及び無動力漁船

全 漁 業	新トン数	1,500 千円
	旧トン数	750

- (注) 1. 上表の標準価額は、船体の総トン数 1 トン当たりの漁船の船令 1 年未満の価額である。
2. 昭和 49 年 7 月 1 日以降に進水した漁船の船令 1 年以上の標準価額は、上表の価額に第 3 時価現有率表に示す船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。
3. 昭和 49 年 6 月 30 日以前に進水した漁船の標準価額は、上表の価額に第 4 時価現有率調整表に示す船体の船令に応ずる現有率を乗じて得た価額とする。

第2 基礎単価表

1 船体

項目	漁業種類等	トン数区分	単 価	
			新トン数	旧トン数
動力船	鋼	200トン未満	880千円 ～4,490	720千円 ～3,980
		200トン以上	480 ～3,260	560 ～1,610
	船	200トン未満	420 ～3,070	660 ～1,520
		200トン以上	330 ～1,900	480 ～1,900
	構造簡易漁船	20トン未満	220 ～1,270	220 ～1,270
	合成樹脂船	構造簡易漁船	20トン未満	320 ～990
その他		20トン未満	1,020 ～6,250	1,080 ～5,280
		20トン以上	870 ～4,320	1,600 ～3,400
木船	さけ・ます、かつお・まぐろ、さば釣、たらはえなわ、捕鯨	20トン以上	300 ～910	280 ～850
	底びき網、まき網（網船）、刺網、敷網、運搬、その他	20トン以上	180 ～720	170 ～670
	全漁業	20トン未満	160 ～2,700	130 ～2,120

- (注) 1. 上表の単位は総トン数1トン当たりの価額である。
2. 軽合金等上表に掲げていない船質のものについては時価により評価することができる。

2 機関

(1) ジーゼル機関

キロワット 区分	単 価
48キロワット未満	17千円～ 75千円
48キロワット以上～ 220キロワット未満	17 ～ 73
220キロワット以上～ 480キロワット未満	17 ～ 71
480キロワット以上～1,110キロワット未満	17 ～ 68
1,110キロワット以上	17 ～ 68

- (注) 1. 上表の単価は、漁船法によるキロワット当たりの主機関の価額である。
2. 補機関は上表の単価の65%とする。

(2) 船外機（ジーゼル船外機を除く。）

項 目	機関年令	単 価
全 漁 業	1 年未満	9 千円～53 千円
	1 年～2 年	6 ～41
	2 年～3 年	5 ～31
	3 年～4 年	4 ～24
	4 年～5 年	3 ～19
	5 年～6 年	2 ～14
	6 年以上	1 ～11

(注) 上表の単価は、キロワット当たりの価額である。

3 その他の設備

(1) 無線設備

ア 超短波無線電話 1 台当り価額

区分 出力	27MHz		40MHz	150MHz	
	DSB	SSB	DSB	A3	F3
1W	270 千円	千円	千円	250 千円	千円
5		300	360		
10		350			450
25		800		900	900

イ SSB 無線電話（短波・中波） 1 台当り

出 力	価 額
10W	800 千円
50	1,300
75	1,500
100	2,300
150	2,500
200	2,800

ウ 送信機 1 台当り

出 力	価 額
125W	1,500 千円
200	3,000
250	3,500
500	4,500

エ 受信機 (シンセサイザー方式) 1 台当り

区 分	価 額
100 Hz ステップ	700 千円
10 Hz //	1,200
プリセット方式	1,700

オ 無線電信電話装置 (コンソール・ラック型) 1 式当り

出 力	価 額	主送信機と補送信機の組合せ	備 考
125W	6,500 千円	主 125W、補 75W 又は 50W	1 式とは、主・補送信機、主・補受信機各 1 台及び電源装置とし、標準付属品を含む。
150	6,600	主 150W、補 75W	
250	8,900	主 250W、補 125W	
500	9,900	主 500W、補 250W	

カ GMDSS 対応無線機 1 台当り

種 類	価 額	備 考
双方向無線電話機	380 千円	
レーダートランスポンダ	250	普及型
//	380	普及型
衛星 EPIRB	550	普及型
//	650	普及型
ナブテックス受信装置	470	(英文) (和文)
EGC 受信機	2,300	
遭難警報装置	450	
MF/HF DSC 専用聴取受信機	600	
MF/HF DSC ターミナル	650	
MF 聴取受信機付 DSC ターミナル	900	

キ 海事衛星通信用船舶地球局設備 (インマルサット) 1 式当り 12,500 千円

(2) 魚群探知機 1台当り価額

出力	種類	記録式	ブラウン管式	備考
100W 前後	(小型)	280 千円	185 千円	1. 海底拡大装置は除く。 2. 発信出力は補助増幅器を使用しない出力である。
1KW 前後 (中型)	1 周波	600	450	
	2 周波	730	600	
2KW 前後 (大型)	1 周波	650	900	
	2 周波	780	1,100	
5KW 前後 (超大型)	1 周波	2,450	2,450	
	2 周波	2,850	2,700	

(3) ソナー 1台当り価額

種類			価額
サーチライト式 (機械操作方式)			1,500 千円
PPi 方式: カラー			1,500
セクター方式: カラー			3,100
スキャーニング式: カラー (電子走査方式)	普通型	半周	16,000
		全周	18,000
	高出力型	半周	—
		全周	29,800

(4) 方向探知機 1台当り価額

区分 周波数	ブラウン管式	メーター指示式
	中短波	1,000 千円
27MHz	750	700
150	850	800

(5) レーダー 1式当り価額

区分 出力	X バ ン ド					S バ ン ド		備 考
	10インチまで	12インチまで	15インチまで	18インチまで	18インチ超	15インチまで	15インチ超	
5KW 未満	530 千円	900 千円	千円	千円	千円	千円	千円	一式とは本体及び空中線(ただし、標準仕様のものとする。)をいう。
5KW		1,300						
10		1,000	2,160		2,700			
20								
25		1,400	2,500	2,500	3,600			
30						4,500	6,700	
50					4,800			
60						5,500	7,300	

(6) ジャイロコンパス 1台当り

種 類	価 額
小 型	1,600 千円
中 型	2,200

(7) オート・パイロット 1台当り

種 類	価 額	備 考
マグネット・コンパス式	500 千円	オート・パイロットのみの価額
ジャイロ・コンパス式		ジャイロ・コンパスを含まない価額
500 トン未満用	2,250	
特 I	4,300	500 トン以上用 IMO 規格対応
特 II	5,200	高速船対応

(8) ファクシミリ 1台当り

紙 幅	価 額
10 インチ	800 千円
12	1,200
14	1,700

(9) 衛星航法受信装置

GPS 航法装置 1 式当り

区分 サイズ	GPS プロッター魚探	カラービデオプロッター	
		GPS 内蔵	
8 インチ	270 千円	450 千円	千円
10	550	600	520
12		900	
14			570
20			2,190

(10) 冷凍装置

1 装置当り価額

種類 出力	急速凍結装置の無いもの				急速凍結装置の有るもの		
	生 鮮 品 用		生鮮品・凍結品兼用		凍 結 品 用		
	直接膨張 冷却式	間接膨張 冷却式	直接膨張 冷却式	間接膨張 冷却式	セミエアブラスト方式 乾 式	フライン 浸漬式	フラットタ ンク方式
2.2KW	4,700千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3.7	5,000						
5.5	5,900	8,000					
7.5	7,000	9,500					
11.0	8,500	11,500	11,000				
15.0	10,000	13,500	13,000	18,000			
19.0	11,500	15,500	15,000	21,300			
22.0	12,500	16,900	16,300	24,300			
30.0	15,200	20,600	17,700	27,300			
37.0	17,300	23,400	22,600	28,000			
45.0	19,000	25,500	24,600	35,200			
55.0	20,500	27,600	26,700	38,000			26,500
75.0	22,000	30,000	29,000	40,500			29,000
90.0	23,600	32,000	30,700	43,000			31,600
110.0	25,200	34,000	33,000	46,000	32,500		34,500
135.0			38,200	52,400	36,400		37,400
165.0			40,000	55,000	45,500		40,300
180.0			41,000	56,400	49,500	37,500	45,000
220.0			46,000	58,000	53,500	50,000	52,800
300.0					65,000	61,000	63,600
375.0						70,000	73,200
450.0						79,000	

備考

1. 上表の価額は、冷媒がフロンの場合の価額である。
2. 冷媒がアンモニアの場合は、上表の価額の95% とすることができる。
3. 強制冷媒液循環式の場合は、上表の価額に12% を加算することができる。
4. 出力とは、圧縮機の駆動原動機の総出力である。

(11) 発電機

ア 直 流 1 台当り

電 圧	出 力	価 額	備 考
35V	5KW	550 千円	1. 左の価額は回転数 1,800R/M の価額である。 2. 回転数 1,200R/M の場合は、左の価額の 30% 増とすることができる。

イ 交 流 1 台当り

出 力	価 額	備 考
3KW を超え 7.5KW まで	460 千円	1. 左の価額は、3 相交流電圧 230V、回転数 1,200R/M の価額である。 2. 回転数 900R/M の場合は左の価額の 15% 増、1,800R/M の場合は、10% 減とすることができる。
10KW	520	
20	770	
30	1,620	
50	1,820	
60	2,200	
80	2,340	
100	2,480	
130	3,350	
160	3,830	
200	4,190	
250	4,840	
300	5,500	
350	5,760	

(12) 電動機

交流 1台当り

種類 出力	価 額			備考
	か ご 型		巻 線 型	
	全閉外扇型	防滴保護型		
3.7KW	140 千円	千円	千円	1. 左の価額は、電圧 220V、回転数 1,200R/M の価額である。 2. 回転数 900R/M 及び 1,800R/M の場合は次の割合を増減できる。
5.5	160		610	
7.5	220		640	
11	260		820	
15	410	370	900	
18.5	480	420	1,000	
22	480	530	1,260	
30	630	580	1,310	
37	820	750	1,360	
45	1,150	850	1,490	
55	1,200	1,030	1,580	
75	1,470	1,370	1,810	
95	1,980	1,710		

回転数 種類	900R/M	1,800R/M
全閉外扇型	25% 増	20% 減
防滴保護型	25% 増	20% 減
巻線型	30% 増	8% 減

(13) 省エネルギー安定器 1台当り

種 類	価 額	種 類	価 額
1KW 1灯用	90 千円	2KW 2灯用	150 千円
1KW 2灯用	100	2.5KW 1灯用	
2KW 1灯用	110	3KW 1灯用	120

(14) 航跡自画器

ア ブラウン管表示式プロッター (カラー・プロッター) 1台当り

種 類	価 額	備 考
簡 易 型	600 千円	レーダー入力不可
普 通 型	1,200	

イ 記録式プロッター (XYプロッター) 1台当り 1,800 千円

- (注) 1. 当該設備の状況、端数金額の整理等のため必要な場合には、上表の上下 2 割の範囲内で評価することができる。
2. この基礎単価表に掲げていない設備については、時価により評価することができる。

第3 時価現有率表

経過年数	木船船体電気機器 (発電機、電動機 を除く。)	鋼船船体機関、発 電機、電動機、冷 凍機	経過年数	木船船体電気機 器(発電機、電動 機を除く。)	鋼船船体機関、発 電機、電動機、冷 凍機
1年未満	100%	100%	13年以上14年	25%	43%
1年以上2年未満	90	94	14 " 15	22	40
2 " 3 "	81	88	15 " 16	20	37
3 " 4 "	72	82	16 " 17		35
4 " 5 "	65	77	17 " 18		33
5 " 6 "	58	72	18 " 19		31
6 " 7 "	52	68	19 " 20		29
7 " 8 "	47	63	20 " 21		27
8 " 9 "	42	59	21 " 22		25
9 " 10 "	38	56	22 " 23		23
10 " 11 "	34	52	23 " 24		22
11 " 12 "	31	49	24 " 25		21
12 " 13 "	28	46	25 "		20

- (注)
1. 各項目について現有率を記載していない高令のものは、その最高令の現有率を適用すること。
 2. 船体、機関について大修理又は大改造をしたものについては、実地調査のうえ、その程度に応じて経過年数を遡らせて現有率を適用することができるものとする。
 3. 木鉄交造船の船体については、木船船体の現有率を適用する。
 4. 合成樹脂及び軽合金船の船体については、当分の間、鋼船船体の現有率を適用する。

第4 時価現有率調整表

項目 トン数 区分	木船船体、電気機器、（発電機、電動機を除く。）			鋼船船体、機関、発電機、電動機、冷凍機					
	—			100 トン未満			100 トン以上		
	4649 ・ ・	4246 ・ ・	42 ・ ・	4649 ・ ・	4246 ・ ・	42 ・ ・	4649 ・ ・	4246 ・ ・	42 ・ ・
進水 年月日	4 6 ・ ・	4 3 ・ ・	3 ・ ・	4 6 ・ ・	4 3 ・ ・	3 ・ ・	4 6 ・ ・	4 3 ・ ・	3 ・ ・
経過年数	1 30 以 以降前	1 31 以 以降前	31 以 以前	1 30 以 以降前	1 31 以 以降前	31 以 以前	1 30 以 以降前	1 31 以 以降前	31 以 以前
1 年 未 満									
1 年以上 2 年未満									
2 " 3 "	55			59			68		
3 " 4 "	48			55			63		
4 " 5 "	44			52			59		
5 " 6 "	39	26		48	32		55	35	
6 " 7 "	35	23		46	30		52	34	
7 " 8 "	32	21		42	28		48	31	
8 " 9 "	28	19		40	26		45	29	
9 " 10 "	26	17	12	38	25	18	43	28	20
10 " 11 "	23	15	11	35	23	16	40	26	19
11 " 12 "	21	14	10	33	22	15	38	24	18
12 " 13 "	19	13	9	31	20	14	35	23	17
13 " 14 "	17	11	8	29	19	13	33	21	16
14 " 15 "	15	10	7	27	18	13	31	20	14
15 " 16 "	13	9	6	25	17	12	28	18	13
16 " 17 "				24	16	11	27	17	13
17 " 18 "				22	15	10	25	16	12
18 " 19 "				21	14	10	24	15	11
19 " 20 "				19	13	9	22	14	10
20 " 21 "				18	12	8	21	13	10
21 " 22 "				17	11	8	19	12	9
22 " 23 "				16	10	7	18	11	8
23 " 24 "				15	10	7	17	11	8
24 " 25 "				14	9	7	16	10	8
25 "				13	9	6	16	10	7

- (注) 1. 各項目について、現有率を記載していない高令のものは、その最高令の現有率を適用すること。
2. 船体、機関について大修理又は大改造したものについては、実地調査の上、その程度に応じて経過年数をさかのぼらせて現有率を適用することができるものとする。
3. 木鉄交造船の船体については、木船船体の現有率を適用する。
4. 合成樹脂船及び軽合金船の船体については、当分の間、鋼船船体の現有率を適用する。

第5 船体、機関の定義

別表において船体、機関とは、次の定義によるものである。

1. 船 体

船体とは、船殻、船体艀装（操舵装置、揚錨繫留装置、タンク類、配管装置、防熱装置、居住衛生設備その地の船体艀装をいう。ただし、オートパイロット及び上記各装置、設備と直結しない電動機を除く。）、備品・属具（法定及び法定外の備品・属具をいう。ただし、基礎単価表に掲げる航海機器を除く。）、機関室艀装（カウンター廻り、ポンプ配管装置、その他の機関室艀装をいう。）、電気設備（配電盤、変圧器、整流器、蓄電池、船内の電線電気器具及び電気配線装置をいう。）、救命設備、消防設備、漁労設備（漁労用の機器及びその器具をいう。ただし、探鯨機、魚群探知機、漁労用発電機及び「漁労設備と直結しない電動機」を除く。）、ろ、かい及び無線設備、発電機、電動機のうちその出力が第2基礎単価表3、その他の設備に掲げるそれぞれの設備の記載出力に満たないもののすべてをいう。

2. 機 関

- (1) 主機関とは、主機関本体に推進装置、伝達逆転装置、遠隔操縦装置、主機関始動用空気圧縮機及びその専用原動機等ならびに法定及び法定外の機関備品・属具を含めたものをいう。
- (2) 補機関（主機関始動用空気圧縮機の専用原動機である補機を除く。）とは、補機関本体に、その附属品を含めたものをいう。

漁船保険の評価標準の一部改正について

平成9年4月1日9水漁第955号
各漁船保険組合長あて
水産庁長官発

漁船保険の評価標準（昭和38年3月22日付け38水漁第1561号水産庁長官通達）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、下記により適用することとしたので、御了知の上、関係事務の適正な取扱いに万全を期されたい。

記

- 1 別紙1の(1)及び(2)の「トン当り標準価額」、1の(2)の「基礎単価表に掲げる価額」、2の(1)の「基礎単価表に掲げる単価」並びに別紙2の(2)の「標準価額」の取扱いについては、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税（以下「消費税等」という。）の影響を考慮して、別表第1標準価額表又は別表第2基礎単価表に掲げる額に消費税等相当額を加算した額をもって標準価額又は基礎単価とすることが適当である場合にあっては、当該加算後の額をもって標準価額又は基礎単価とする。
- 2 「漁船保険の評価標準の一部改正について」（平成8年3月21日付け8水漁第824号水産庁長官通達）の記の3により、一定の漁船については、「従前の例」によることができることとされているところであるが、1の取扱いについては「従前の例」による場合にも同様とする。